

Press Release

鳥羽志摩記者クラブ
加盟報道機関 各位

令和 3 年 1 月 25 日 (月)

【照会先】

鳥羽市消防署 救急係

担当：今井

Tel 0599-25-2821

タイトル 「鳥羽市救急サポートステーション」認定式

- 概要：鳥羽市消防本部が、鳥羽市救急サポートステーションとして新たに市内 26 番目の事業所に認定する「エクシブ鳥羽別邸」への認定式を実施します。
すでに「エクシブ鳥羽」と「エクシブ鳥羽アネックス」は認定されていますので、エクシブ鳥羽の敷地内では、3つ目の救急サポートステーションとなります。
鳥羽市救急サポートステーションとは、市民の救命率向上を図るため、事業所内やその付近で突然けが人や病人が発生した場合に、119番通報や救急隊が到着するまでの応急手当などの協力ができる事業所のことです。
この制度は、救命率の向上のほか、認定された事業所の社会貢献を高く評価し、安全で安心なまちづくりの推進に役立てることを目的としています。
- 日時：1月29日（金） 午後3時～20分程度
- 場所：エクシブ鳥羽 地下一階 ラウンジ
今回、認定される「エクシブ鳥羽別邸」ではありませんのでご注意ください。

鳥羽市救急サポートステーション認定事業所一覧

2020年11月1日現在

番号	事業者名	住所
1	住友電装株式会社鳥羽研修センター	鳥羽市安楽島町 1075-9
2	鳥羽市立安楽島小学校	鳥羽市安楽島町 337
3	伊勢湾フェリー株式会社	鳥羽市鳥羽三丁目 1484-111
4	株式会社戸田家	鳥羽市鳥羽一丁目 24-26
5	エクシブ鳥羽	鳥羽市安楽島町ニエ 212-1
6	エクシブ鳥羽アネックス	鳥羽市安楽島町二地 169-2
8	鳥羽市役所	鳥羽市鳥羽三丁目 1-1
9	株式会社鳥羽水族館	鳥羽市鳥羽三丁目 3-6
11	鳥羽国際ホテル	鳥羽市鳥羽一丁目 23-1
12	鳥羽国際ホテル潮路亭	鳥羽市鳥羽一丁目 23-1
13	鳥羽市保険福祉センターひだまり	鳥羽市大明東町 2-5
14	鳥羽市役所西庁舎	鳥羽市鳥羽三丁目 8-3
15	鳥羽観光会館ビル株式会社鳥羽一番街	鳥羽市鳥羽一丁目 2383-13
16	鳥羽シーサイドホテル株式会社	鳥羽市安楽島町 1084
17	株式会社扇芳閣	鳥羽市鳥羽二丁目 12-24
18	上野観光株式会社鳥羽グランドホテル	鳥羽市小浜町 239-9
19	鳥羽市水道課	鳥羽市大明東町 1-6
20	鳥羽マリンターミナル	鳥羽市鳥羽一丁目 2383-51
21	鳥羽市立答志小学校	鳥羽市答志町 941-1
22	近畿日本鉄道株式会社鳥羽駅	鳥羽市鳥羽一丁目 8-13
23	TAOYA 志摩	鳥羽市浦村町 1826-1
24	鳥羽市立かもめ幼稚園	鳥羽市大明西町 4-12
25	鳥羽市立安楽島保育所	鳥羽市安楽島町 1459-2
26	鳥羽市立あおぞら保育所	鳥羽市池上町 9-24
27	ホテルいじか荘	鳥羽市石鏡町 368-2

認定事業所件数 25 件

鳥羽市救急サポートステーション認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、適切な応急手当を行うことができる体制を有する事業所その他の団体（以下「事業所等」という。）を救急サポートステーションとして認定し、これを活用することにより、重篤な傷病者が発生した際の救命率の向上を図るとともに、その社会貢献を高く評価し、もって地域における安全で安心なまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) A E D 自動体外式除細動器をいう。
- (2) 救命講習等 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年3月30日消防救第41号消防庁次長通知）に基づき市町村の消防機関が実施する普通救命講習Ⅰ、普通救命講習Ⅱ、普通救命講習Ⅲ及び上級救命講習をいう。

(認定要件)

第3条 救急サポートステーションは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業所等の開設時間内において、誰もが使用することができる場所にA E Dを設置していること。
- (2) A E Dを常時使用可能な状態に整備していること。
- (3) 救命講習等を修了した従業員等が複数名所属していること。
- (4) その他消防関係法令に適合していること。

(認定申請)

第4条 救急サポートステーションの認定を受けようとする事業所等は、救急サポートステーション認定（更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、消防長に提出しなければならない。

- (1) 救命講習等の修了証の写し
- (2) A E Dの設置場所が分かる書類
- (3) その他消防長が必要と認めるもの

(認定)

第5条 消防長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

(認定証及び表示証の交付)

第6条 消防長は、前条の認定を行ったときは、救急サポートステーション認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）及び救急サポートステーション表示証（様式第3号。以下「表示証」という。）を救急サポートステーションの認定を受けた事業所等（以下「認定事業所等」という。）に交付するものとする。

(表示証の表示)

第7条 認定事業所等は、市民の見やすいところに表示証を掲げなければならない。

(認定の有効期間等)

第8条 救急サポートステーションの認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

2 認定事業所等は、前項の有効期間の満了日前3か月以内において、当該認定を更新することができる。

3 第4条（第2号を除く。）、第5条、第6条（認定証の交付に係る部分に限る。）及び第1項の規定は、前項の規定による認定の更新をする場合について準用する。

4 第1項の有効期間が満了し、その認定の効力が失効した認定事業所等は、速やかに表示証を消防長に返還しなければならない。

（認定事項の変更等の届出）

第9条 認定事業所等は、救急サポートステーションの認定事項に変更があったとき、又はその認定を辞退しようとするときは、速やかに救急サポートステーション（変更・辞退）届出書（様式第4号）により消防長に届け出なければならない。

2 前項の規定により認定を辞退しようとする認定事業所等は、前項の届出書に認定証及び表示証を添えて、これを返還しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 消防長は、認定事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、救急サポートステーションの認定を取り消すものとする。この場合において、消防長は、当該認定事業所等に対して、認定を取り消した旨及びその理由を書面で通知するものとする。

（1） 第3条に規定する認定要件を満たさなくなったとき。

（2） 偽りその他不正な手段により、救急サポートステーションの認定を受けたとき。

（3） その他消防長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により認定を取り消された認定事業所等は、速やかに認定証及び表示証を消防長に返還しなければならない。

（認定事業所等の責務）

第11条 認定事業所等は、常に適切な応急手当を行うことができるように、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

（1） 救命講習等を修了した従業員等に対し、3年に1回以上救命講習等を受講させること。

（2） 救命講習等を修了していない従業員等に対し、救命講習等の受講を促すこと。

（公表）

第12条 消防長は、認定事業所等の名称その他必要な事項について、鳥羽市ホームページ等により公表することができる。

（整理簿の備付け）

第13条 消防長は、救急サポートステーション認定整理簿（様式第5号）を備え付け、認定事業所等の名称、所在地、有効期間等を記録するものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年12月1日から施行する。